

答 申

1 審査会の結論

平成30年8月3日付けで処分庁が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する本件審査請求について、棄却するとした審査庁の裁決案は、適法かつ妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

本件事案は、審査請求人が「指定管理者より提出された『松原市少年自然の家 クリエイト月ヶ瀬』の平成29・28・27・26年度事業報告全文」（以下「(各年度) 報告書」という。）を求める情報公開請求を行い、処分庁が「松原市少年自然の家」事業の運営に係る収支内訳（詳細な項目）等について非公開としたところ、審査請求人が不服を申し立てたものである。

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- ① 平成28年度報告書について、法人の丸印の印影が公開されているが、非公開とすべきである。
- ② 報告書において、費目ごとの支出の内訳が記載されているところ、修繕費及び備品購入費の金額については、その総額がある部分では非公開とされているのに、別の部分では公開されている。
- ③ 平成26年度報告書について、「別紙11」添付と記載されているが、「別紙11」と記載された文書はない。また、各年度報告書中の文言に「雑収入・雑支出内訳添付」とあるが、同内容は「雑収入・雑支出内訳」と題する文書ではなく別の文書中に記載されている。

3 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張の要旨は、下記①から③のとおりである。

- ① 審査請求人の主張①について、審査請求の利益はない。（公開されている法人の丸印の印影は、本来非公開とすべきであったものである。）
- ② 審査請求人の主張②について、指定管理者には私企業としての側面もあり、収支状況については法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより事業活動が損なわれると認められる情報であるが、

大きな科目に係る科目名、金額等については、詳細な収支状況が分かる情報ではないため、必ずしも事業活動を損なうものではないと判断し、当該大きな科目のみ公開しようとしたものである。

- ③ 審査請求人の主張③について、「別紙11」の記載は「別紙9」の誤記であり、誤記の訂正は情報公開制度の範疇ではないことから、審査請求の利益はないものである。

4 審査会の判断

審査会においては、次のとおり検討した。

- ① 審査請求人の主張①について、審査請求の利益はない。
- ② 審査請求人の主張②について、収支状況については法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより事業活動が損なわれると認められる情報であるが、大きな科目に係る科目名、金額等については、詳細な収支状況が分かる情報ではないため、必ずしも事業活動を損なうものではないという処分庁の判断は、適法かつ妥当である。(公開されている修繕費及び備品購入費の金額は、本来非公開とすべきであったものである。)
- ③ 審査請求人の主張③について、審査請求の利益はない。
よって審査会は、審査庁による裁決書案の内容について、適法かつ妥当であると判断した。ただし、同裁決書案中「訴えの利益はない」という表現については、「審査請求の利益はない」という表現に改めるよう提言する。また、審査請求人の主張③に対して、「別紙11」とあるのは「別紙9」の誤りである旨、より明確に記載するよう提言する。

5 まとめ

以上により、上記1のとおり答申するものである。

以上